石井　源作　石川希代孝　磯部　敬治　井上　楠雄　射場　光好　今野　廣久　上田　忠雄　薄井　重信　榎本　光彦　大平　等　大橋　俊郎　岡田　英雄　長内　亮　小野正三郎　小原　正義　葛原　勤　川嶋　利雄　北村　忠義　久間　吉夫　久保　良雄　小池　勇　古賀　武夫　小林　和孝　駒田　盛仁　斎藤　文教　櫻庭　功一　佐藤　元知　佐藤　亮一　篠原磯十郎　白井　富義　菅根　英　杉森富美吉　鈴木　重来　寒川　賢藏　田井中宗二　高瀬　良信　高西　正彦　瀧澤　義隆　竹下　治良　立石　良人　千葉　秀夫　水流託兵衛　當坂　勝美　戸丸　久　土井　茂　中島　福三

石井　弘喜　石黒　秀直　稲荷　眞一　井上　智夫　今井　正雄　岩下　鎮生　上野　虎幸　臼井　行夫　大崎　洋　大槻　繁　大橋　睦也　岡田　義　納　政美　小野　忠徳　小畑　威　鎌田金次郎　河村　宏　木村　清次　久保　柾　熊木　尚　高坂　芳明　小高　眞一　小林　泰治　郷之丸健一　齊藤　正雄　佐田新一郎　佐藤　正則　澤　光夫　島田　高實　新名　道正　杉浦　鋭　須崎郁三郎　砂本　壽夫　曾我　秀雄　平良　友助　高田　敬治　高橋　孟　竹内　清治　竹島　誓示　田　光治　津島伍人男　津呂　亀藏　俊成　貞雄　冨吉　時治　土光　幸江　中田末太郎

石井　正志　石田　美夫　乾　猛　井上　正教　今中奈良男　上杉　虎雄　魚地　利一　梅木　忠雄　大瀬　忠明　大野　弘　大橋瑠璃子　小倉　登　押尾　擴　小野田米司　梶原　景久　川合　修吾　北中　久一　木村　幹雄　久保　政知　栗山　孝司　上妻　靜子　小林　淳　五島　昇　坂牧　達夫　佐藤　明徳　佐藤　勇治　澤村　康男　清水　博充　末吉　久治　杉沢　七郎　鈴木　重雄　関根　輝三　染川　昌嗣　高石道之助　高田　石生　高松　末治　竹川　寛　辰巳　元則　玉田　昇一　土屋　隆義　寺尾　堅　利根川耕作　豊田　光一　中島　清隆　中村　光子

長島　昇　鳴海　幸務　新田　義夫　濃口　時雄　長谷川義雄　林　初男　東　守藏　平山　寛司　深澤　一　藤田　正　細田　憲夫　前田　節夫　町田　嘉市　松川　宏　的場　雅彦　満田　豊直　宮野　欣也　本村　國一　八重樫穣一　山崎　榮　山本　清　山本　正信　横井　一夫　吉田　實　米田　速夫　渡邉　三郎　渡邉　登

槍崎　克己　西村　博　二宮　敏行　野地　増夫　塙　伊夫　原子　鐵夫　兵頭　義彦　廣瀬　權莊　福原　整　二日市　惠　細谷　誠一　前田　實　松浦　一　松永　初夫　水谷　竹喜　宮崎　清藏　宮本　孝　森　浩矣　山口　一易　山田　純逸　山本　茂愼　山本　隆一　横谷　慶夫　吉野　一夫　六鹿清治郎　渡部　新次　渡邊　晴季

成井　武雄　西山　一光　野方　穂　野田　秀雄　濱口　勝　馬場　義信　平松　百春　尾藤　格三　藤井　憲司　穂坂　廣　堀内　豊作　益山政喜久　松浦　正男　松原　忠晴　満田　圭一　宮澤　正三　茂木　多　森谷　彰　山口　成夫　山本　拓地　湯本寅之助　吉井　要　米倉　武夫　鷲澤　哲夫　渡邊名美夫

瑞宝双光章を授ける（各通）

池上　一郎　上西　明　小川　勇　加藤　トリ　坂本　留雄　下瀬　頼一　藤原　清吉　細谷　基春　瓜田甚三郎　上林千代松　並木　クニ　村瀬　兼雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月一日）

皇室事項

御祝電

天皇皇后両陛下は、モロッコ国王弟ムーレイ・ラシッド殿下の御結婚につき、七月十四日同国国王陛下及び王妃殿下へ御祝電を発せられた。

天皇皇后両陛下は、スウェーデン国王子カール・フィリップ殿下の御婚約につき、七月十四日同国国王王妃両陛下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、七月十五日ブルネイ国国王陛下の御誕生日につき、同月十四日御祝電を発せられた。

官庁報告

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成二十六年七月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　地図及び簿冊の名称

㈠　平成二十四年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十四年度都市部官民境界基本調査簿案

㈡　平成二十五年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十五年度都市部官民境界基本調査簿案

㈢　平成二十五年度山村境界基本調査図原図及び平成二十五年度山村境界基本調査簿案

二　前項㈠に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　北海道小樽市、千葉県習志野市、神奈川県平塚市、藤沢市、石川県七尾市、愛知県名古屋市、三重県名張市、桑名市、大阪府大阪市、徳島県阿南市、牟岐町、美波町、海陽町、高知県土佐市、熊本県熊本市の一部

三　第一項㈡に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　岩手県奥州市、山形県上山市、茨城県鉾田市、土浦市、潮来市、神奈川県伊勢原市、横須賀市、座間市、三重県伊勢市、滋賀県大津市、草津市、大阪府大阪市、堺市、藤井寺市、豊中市、兵庫県南あわじ市、大分県津久見市、鹿児島県肝付町の一部

四　第一項㈢に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　北海道北見市、岩手県盛岡市、奥州市、山田町、秋田県羽後町、山形県山形市、飯豊町、福島県塙町、栃木県茂木町、新潟県魚沼市、刈羽村、富山県立山町、岐阜県高山市、白川町、大阪府河内長野市、鳥取県日南町、島根県津和野町、隠岐の島町、徳島県那賀町、高知県室戸市、熊本県八代市、大分県津久見市、宮崎県椎葉村、鹿児島県十島村、徳之島町の一部

五　閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）

六　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで

七　閲覧場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号　国土交通省土地・建設産業局地籍整備課内　電話〇三（五二五三）八三八四

八　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。

九　誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。

十　誤り等訂正申し出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

公告

諸事項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成26年7月16日

高松地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　高松地方検察庁　平成26年第1号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成26年7月16日